

令和4年3月14日掲載

・土木工事標準仕様書（その1）における一部訂正

1 訂正内容

新潟県土木工事標準仕様書（その1）

（別紙）

第1編第1章第1節第48条「保険の付保及び事故の補償」

- ・受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入することを明記。
- ・受注者は、保険契約を締結したときは、その証券等の写しを監督員に提出しなければならない旨を明記。

【別紙2】法定外労災保険の付保に係るQ & A

今般の法定外労災保険の付保に係るQ & Aを作成しましたので参考としてください。

	質 問	回 答
1	今回標準仕様書を改正する目的は何か。	<p>建設工事請負基準約款第52条第1項及び第2項で、受注者は設計図書に定めるところにより保険に付さなければならないこと、受注者は保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならないこととされています。</p> <p>品確法の改正により、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者の責務として位置づけられたことを踏まえ、設計図書に法定外労災保険の付保を義務付けることを本改正の目的としています。</p> <p>なお、法定外の労災保険の費用は、現場管理費の率計上費用に含まれています。</p>
2	法定外の労災保険とは具体的に何を指すのか。	<p>法定外の労災保険は、業務上や通勤途上に災害を被り死亡、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険です。</p> <p>法定外労災保険の種類には、（公財）建設業福祉共済団体の建設共済保険のほか、建設業者団体が行う共済制度、民間保険会社が提供する労働災害総合保険などがあります。</p>
3	保険証券又はこれに代わるもの（以下「保険証券等」という。）とは、具体的に何を想定しているか。	<p>保険証券、加入者証、加入証明書など、保険の付保の事実が確認できるものを想定しています。</p>
4	標準仕様書では「保険契約を締結したときは…速やかに監督員に提出しなければならない」とあるが、「速やかに」とはどのくらいを想定しているか。	<p>「速やか」の期間を明示した国通知等はありませんが、法定外労災保険の趣旨（被保険者の従業員等が業務上の災害を被った場合に、従業員又はその遺族に対し保険金が支払われる）を考慮すれば、受注者は工事の着手前には保険契約を締結していることが望ましいと考えられます。</p> <p>保険契約締結後、保険会社から証券等が発行され次第、発注者に写しが提出されるものと想定しています。</p>

	質 問	回 答
5	保険証券等は原本の提示を求めなくてもよいのか。	<p>保険の付保の事実が確認できればよいため、原本の提出を受ける必要はなく、写しによる確認で可と考えています。</p> <p>ただし、改ざん等により虚偽の保険証券等を提出していたことが明らかとなった場合は、契約解除や指名停止の対象となる可能性があります。</p>
6	保険証券等の確認に当たり、どのような点に注意すべきか。	<p>付保すべき法定外労災保険については、問2のとおり様々な種類があります。</p> <p>付保する保険の種類は問いませんが、いずれの保険においても、保険対象は請負契約の対象となっている工事全体となっているか、保険期間が工事着手のときから工事目的物の引渡しまでの期間となっているか、などの点について注意して確認する必要があります。</p>
7	提出を受けた保険証券等の写しは、内容確認後、どのようにしたらよいか。	<p>契約書等と一緒に綴り、保存してください。</p>
8	保険の付保が確認できない場合の罰則等はあるのか。	<p>約款第44条第1項に基づき、相当の期間を定めて保険を付保するよう催告し、その期間内に履行されなかったときは契約を解除することがあります。併せて、指名停止措置要領に照らして、指名停止措置をとることがあります。</p>

